

(公財) 岡山県郷土文化財団 (岡山後楽園)  
臨時職員雇用条件

勤務場所	岡山市北区後楽園 1 - 5 後楽園内 (正門・南門・臨時東門)
業務内容	入園券販売業務、改札業務、来園者に対するのインフォメーション業務、その他指示される業務
雇用期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 (試用期間14日) ※更新の可能性あり 更新することがある。ただし、更新は次により判断する。 ・勤務成績                      ・予算の状況
勤務時間	(基本) 午前8時30分～午後5時15分 開園時間 (夏時間・冬時間) や行事等により勤務時間の変更及び時間外勤務が有ります。 [参考] 夏時間の早番1：午前6時15分～午後3時 夏時間の早番2：午前7時15分～午後4時 夏時間の遅番1：午前9時30分～午後6時15分 夏時間の遅番2：午後1時～午後9時45分 (春・夏の幻想庭園) 冬時間の早番1：午前7時45分～午後4時30分 冬時間の早番2：午前6時45分～午後3時30分 冬時間の遅番：午後12時～午後8時45分 (秋の幻想庭園)
休憩	午前11時00分～午後2時までの間で指定された60分
休暇	週休2日 ※勤務割表により各人に指定された曜日 (前月末までに決定) 年中無休のため年末年始の勤務有り
有給休暇	有り (2ヶ月経過後)
賃金	1日 6,800円 日給月給 月末締め/賃金支払い日 毎月10日 (銀行振込)
通勤手当	予算の範囲内 (1ヶ月の上限15,000円) で実費支給 ただし、勤務日数が1ヶ月20日以内の場合は日割り計算により支給する
変則勤務手当	基本勤務時間の始業時刻前及び終業時刻後の勤務時間1時間につき100円を支給する
時間外手当	1日8時間を超えて勤務する場合、その時間について割増賃金を支給 (割増率125/100) ※年末年始 (12月29日～1月3日) の期間に勤務した場合、その時間について割増賃金を支給 (割増率150/100)
賞与	支給しない
退職金	支給しない
社会保険料・親睦会費等	社会保険料及び親睦会費 (月額2,500円) は給料から控除する

